

イ 計画の基本理念及びビジョン達成のための取組みの視点について(案)

- 第8次市高齢者保健福祉計画の「8つの取組みの視点」に基づく事業の進捗状況と施策の方向性については別紙のとおり。
- 次期計画は、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する必要がある。現行計画の進捗状況や国が示した当該指針を踏まえ、次期計画の取組みの視点は次のとおりとする。

1 地域共生社会の実現と情報発信の強化

⇒ 基本指針の2「地域共生社会の実現」が関連。

2 安心して暮らせる住まい環境の整備

⇒ 基本指針の1「2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備」及び、基本指針の4「有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」が関連。

3 地域で支える仕組みづくりの推進

4 健康づくり・介護予防の推進

⇒ 基本指針の3「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」が関連。

5 生きがいづくりと社会参加の促進

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

⇒ 基本指針の6「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」が関連。

7 医療と介護の連携強化

8 認知症施策大綱に基づく認知症施策の推進

⇒ 基本指針の5「認知症施策大綱に基づく認知症施策の推進」が関連。

9 災害や感染症対策に係る体制整備

⇒ 基本指針の7『災害や感染症対策に係る体制整備』が関連。
独立した視点として新たな取組みの視点を創設。